

（傍線部分は今回改正部分）

改正案

現行

（期末手当）
 第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十九条の六まで及び附則第八項第六号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七及び附則第十一項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百十五を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合にお

（期末手当）
 第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百三十を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を

ては百分の七十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜四 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第八項第六号において同じ。)において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

(勤勉手当)

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条及び附則第八項第七号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七

乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜四 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十五」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

(勤勉手当)

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八

十六条の規定により失職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第八項第七号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十五（特定管理職員にあつては、百分の八十五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の七十五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の三十（特定管理職員にあつては、百分の四十）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十を乗じて得た額の総額

職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十（特定管理職員にあつては、百分の九十）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合には百分の四十五を乗じて得た額の総額

- 当該特定職員の俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第十項及び第十一項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第十項において「俸給月額減額基礎額」という。）
- 二 専門スタッフ職調整手当 当該特定職員の専門スタッフ職調整手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額に百分の十を乗じて得た額（以下この項において「専門スタッフ職調整手当減額基礎額」という。））
- 三 地域手当 当該特定職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額に対する地域手当の月額）
- 四 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- 五 研究員調整手当 当該特定職員の俸給月額に対する研究員調整手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額

「とあるのは「百分の七十五」と、同項第二号イ中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十一」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」と、同号ロ中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額)

六 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額に対する研究員調整手当の月額合計額(第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、俸給月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一・五を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額合計額(同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、

七

当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

七 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及び専門スタツフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額に對する研究員調整手当の月額合計額（第十九条の七第四項において準用する第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、當該合計額に、當該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（同項に規定する人事院規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事院規則で定める割合を乗じて得た額）を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額）を算した額。附則第十一項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、當該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十九条の七第二項前段に規定する割合を乗じて得た額に百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において當該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及び専門スタツフ職調整手当減額基礎額並びにこれらに對する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額減額基礎額に對する研究員調整手当の月額合計額（同条第四項において準用する第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、當該合計額に、當該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、

俸給月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第十一項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十九条の七第二項前段に規定する割合を乗じて得た額)

八 第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第二十三条第一項 前各号に定める額

ロ 第二十三条第二項又は第三項 第一号及び第三号から第六号までに定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ 第二十三条第四項 第一号及び第三号から第五号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第二十三条第五項 第一号及び第三号から第六号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第二十三条第七項 第六号に定める額に百分の八十を乗じて得た額(同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

俸給表	職務の級
行政職俸給表(一)	六級
専門行政職俸給表	四級
税務職俸給表	六級
公安職俸給表(一)	七級
公安職俸給表(二)	六級
海事職俸給表(一)	六級

教育職俸給表(一)	四級
研究職俸給表	五級
医療職俸給表(二)	六級
医療職俸給表(三)	六級
福祉職俸給表	五級
専門スタッフ職俸給表	一級

9| 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

10| 附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十九条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じ、その額を百分の一・五を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合に於ては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

11| 附則第八項の規定が適用される間、第十九条の七第二項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる職員で附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九七五(特定管理職員にあつては、百分の一・二七五)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合に於ては、勤勉手当減額

基礎額に百分の六十五（特定管理職員にあつては、百分の八十五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

現 行

（期末手当）

第十九条の四（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百三十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七及び附則第十一項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合には百分の六十二・五、十二月に支給する場合には百分の七十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一（四）（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」と、

（期末手当）

第十九条の四（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七及び附則第十一項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百十五を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合には百分の六十五、十二月に支給する場合には百分の七十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一（四）（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の七十」と、

「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の七十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」とする。

456 (略)

(勤勉手当)

第十九条の七 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第八項第七号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十七・五（特定管理職員にあつては、百分の八十七・五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の七十七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

「とあるのは「百分の三十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」とする。

456 (略)

(勤勉手当)

第十九条の七 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第八項第七号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十五（特定管理職員にあつては、百分の八十五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の七十五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当
基礎額に百分の三十二・五（特定管理職員にあつて
は、百分の四十二・五）を乗じて得た額の総額
ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤
勉手当基礎額に百分の四十を乗じて得た額の総額
3
5
（略）

附則

1
9
（略）
11 附則第八項の規定が適用される間、第十九条の七第二
項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、
同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる職
員で附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給され
るものの勤勉手当減額対象額に百分の一・〇一二五（特
定管理職員にあつては、百分の一・三一二五）を乗じて
得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当
減額基礎額に百分の六十七・五（特定管理職員にあつて
は、百分の八十七・五）を乗じて得た額）の総額に相当
する額を減じた額とする。

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当
基礎額に百分の三十（特定管理職員にあつては、百
分の四十）を乗じて得た額の総額
ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤
勉手当基礎額に百分の四十を乗じて得た額の総額
3
5
（略）

附則

1
9
（略）
11 附則第八項の規定が適用される間、第十九条の七第二
項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、
同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる職
員で附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給され
るものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九七五（特定
管理職員にあつては、百分の一・二七五）を乗じて得た
額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額
基礎額に百分の六十五（特定管理職員にあつては、百分
の八十五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じ
た額とする。

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第三条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案

現行

（給与に関する特例）
 第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する

（給与に関する特例）
 第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する

号俸	俸給月額 円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	608,000
5	707,000
6	808,000

号俸	俸給月額 円
1	399,000
2	460,000
3	523,000
4	609,000
5	709,000
6	810,000

2
 2
 6
 （略）

2
 2
 6
 （略）

（給与法の適用除外等）
 第七条 （略）

（給与法の適用除外等）
 第七条 （略）

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項

中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付研究員法
第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用され
た職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九
条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の
百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の
百五十」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「
任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中
「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法
第六条」とする。

中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付研究員法
第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用され
た職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九
条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の
百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百
六十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「
任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中
「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法
第六条」とする。

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第四条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案

現行

（給与法の適用除外等）
 第七条（略）
 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。

（給与法の適用除外等）
 第七条（略）
 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第五条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

（給与に関する特例）
 第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額 円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

2
 2
 5
 （略）

2 第八条（給与法の適用除外等）
 （略）

2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条第一項、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職

現 行

（給与に関する特例）
 第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額 円
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000

2
 2
 5
 （略）

2 第八条（給与法の適用除外等）
 （略）

2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条第一項、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職

俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七條第一項の俸給表」と、給与法第十九條の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付職員法第七條第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九條の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」と、給与法第二十條中「第六條」とあるのは「任期付職員法第七條」と、給与法第二十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七條」とする。

俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七條第一項の俸給表」と、給与法第十九條の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付職員法第七條第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九條の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」と、給与法第二十條中「第六條」とあるのは「任期付職員法第七條」と、給与法第二十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七條」とする。

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第六条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

現 行

（給与法の適用除外等）
第八条（略）
2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七條、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七條の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十四」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

（給与法の適用除外等）
第八条（略）
2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七條、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七條の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）（第七条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （俸給の切替えに伴う経過措置） 第十一条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。第一号において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を俸給として支給する。</p> <p>一 平成二十一年改正法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 百分の九十九・五九</p> <p>二 指定職俸給表の適用を受ける職員 百分の九十九・四四</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員（医療職俸給表（一）又は任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。） 百分の九十九・八三</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>附則 （俸給の切替えに伴う経過措置） 第十一条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。第一号において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</p> <p>一 平成二十一年改正法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 百分の九十九・七六</p> <p>二 指定職俸給表の適用を受ける職員 百分の九十九・六八</p> <p>2・3 (略)</p>



○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（附則第七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）</p> <p>第二条 育児短時間勤務職員に対する給与法附則第八項第一号、第二号、第六号及び第七号の規定の適用については、同項第一号中「号俸の俸給月額（）」とあるのは「号俸の俸給月額に国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「同項の」とあるのは「附則第六項の」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第二号中「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」と、同項第六号及び第七号中「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額及び専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額減額基礎額」とあるのは</p>	<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第三条において「女子教育職員等育児休業法」という。</p> <p>（第三条の規定による育児休業の許可を受けて育児休業による育児休業の承認とみなす。）</p>

「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額に」とする。

2 第二十二条の規定による勤務をしている職員が給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における同条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第二条第一項」とする。

3 任期付短時間勤務職員に対する給与法附則第八項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号及び次号において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同項の「とあるのは「附則第六項の」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第二号中「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」とする。

4 給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「第十九条」とあるのは、「附則第十項」とする。

第三条 この法律の施行の際現に女子教育職員等育児休業法第十五条第一項の規定により臨時的に任用されている職員は、第七条第一項の規定により臨時的に任用されている職員とみなす。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律（第十三条を除く。）の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（附則第八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （経過措置） 第二条（略） 2 6（略） 7 前各項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、人事院規則で定める。</p> <p>（一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え） 第三条 一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第二十条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条」とあるのは、「附則第十項」とする。</p>	<p>附則 （経過措置） 第二条（略） 2 6（略） 7 前各項に規定するもののほか、この法律（次条から附則第十二条までの規定を除く。）の施行に伴い必要な経過措置は、人事院規則で定める。</p> <p>（一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正） 第三条 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 一般職の職員の給与に関する法律 第一条第一項中、「勤務時間、休日及び休暇」を削る。 第二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。 第五条第一項中「第十四条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）」に改める。 第九条の二第四項中「第十四条第三項及び第四項の規定に基づく勤務を要しない日」を「勤務時間法第六条第</p>

一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十四条の二及び第十四条の三を削る。

第十五条中「祝日法による休日又は年末年始の休日」を「勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）」に改める。

第十七条中「祝日法による休日（第十四条第三項の規定に基づき毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあつては、当該祝日法による休日）が同項及び同条第四項の規定に基づく勤務を要しない日に当たるときは、人事院規則で定める日）及び年末年始の休日」を「祝日法による休日等（勤務時間法第六条第一項又は第七条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日）が勤務時間法第七条及び第八条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事院規則で定める日）及び年末年始の休日等」に改める。

第十九条の三第一項中「勤務を要しない日」を「勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日」に、「休日」を「休日等」に改める。

第二十二条の見出し中「給与等」を「給与」に改め、

同条第四項を削る。

(国家公務員法の一部改正)

第四条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二十九条第五項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に、「且つ」を「かつ」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第五条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、同条第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた日

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第六条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三号中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)(第二条及び第三条の規定を除く。)

(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第七条 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第

九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「除く外」を「除くほか」に、「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第四条第一項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

第二十七条第一項中「第三項第五号」を「第三項第六号」に改める。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第九条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

第六条第二項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)」に改める。

第七条第一項第三号中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、同項に次の一号を加える。

六 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第十条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

第七条の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第一項中「給与法第十四条に規定する」を「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。)
第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定による」に、「こえて」を「超えて」に、「充分な」を「十分な」に改め、同条第二項中「給与法第十七条の規定により休日給が一般の職員に対して支給される日」を「次に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日

二 給与法第十七条の規定により休日給が一般の職員に対して支給される日(前号に掲げる日を除く。)

第十一条中「給与法第十四条」を「勤務時間法第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条」に、「給与法第十七条の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日」を「次に掲げる日」に改め、同条に次の各号を加える。

一 勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日に相当する日

二 給与法第十七条の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日(前号に掲げる日を除く。)

附則第二項中「給与法第十四条」を「勤務時間法第五

条から第八条まで、第十一条及び第十二条」に改める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第十一条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三
年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「各庁の長」を「各省各庁の長」に、
「一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法
律第九十五号。以下「給与法」という。)(第七条)を一
般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六
年法律第三十三号)第三条」に改める。

第十一条第一項中「各庁の長」を「各省各庁の長」に
改め、同条第二項中「給与法第十五条」を「一般職の職
員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。
以下「給与法」という。)(第十五条)に改める。

第十三条中「各庁の長」を「各省各庁の長」に、「給
与法第十五条」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭
和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。
)第十五条」に改める。

(裁判官の報酬等に関する法律等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「一般職の職員の給与
等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律
」に改める。

一 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律
第七十五号)第九条第一項

二 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律
第七十六号)第一条第一項

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十
四年法律第二百号)第一条及び第七条第一項

四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改
正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)附則第

- 四項及び第七項
- 五 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第七條の二
- 六 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）第二條第一項第三号及び同條第二項
- 七 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第八十号）附則第三項
- 八 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五條第四項
- 九 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二條第一項第五号
- 十 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十五号）附則第九條第二項及び第四項並びに第五十一條第三項
- 十一 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十八号）第二條中国国家公務員等共済組合法第一百條の次に一條を加える改正規定
- 十二 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第四百二十二條第二項の表
- 十三 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十九号）第二條中地方公務員等共済組合法第四百二十二條第二項の表の改正規定
- 十四 國際機關等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七十七号）第八條
- 十五 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第一百十九号）附則第十四項
- 十六 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第五十五條

十七 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）
第二条第二項第一号

十八 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二
年法律第四十九号）第四条第一項第二号

十九 地方公務員の育児休業等に関する法律

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（
 附則第九条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">1 6 附 則 (略)</p> <p>（一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定に より給与が減ぜられて支給される検察官等に関する読替 え）</p> <p>7 一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定に より給与が減ぜられて支給される検察官等に対する第七 条第二項の規定の適用については、同項中「第十九条」 とあるのは、「附則第十項」とする。</p>	<p style="text-align: center;">1 6 附 則 (略)</p>